

ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物・食品の 表示の在り方の検討を求める意見書

ゲノム編集技術を応用した食品については、令和元年より届出制度の運用が開始され、消費者庁の公表資料（令和8年7月時点）によれば、これまでに15件が届け出られ、うちトマト、マダイ、トラフグ、ヒラメの4品目が上市されている。残りの届出品は上市時期が未定とされているが、上市の可否及び時期は事業者の判断に委ねられており、既に上市されている可能性も否定できない。

国はゲノム編集食品について、最終製品からの検知が技術的に困難であること等を理由に、食品表示法に基づく表示義務を課しておらず、消費者が使用の有無を確認した上で選択する機会が十分に確保されていない状況にある。しかしながら、ゲノム編集技術応用食品については任意の届出制度が設けられており、開発・生産段階において事業者自身はその利用の有無を把握していることから、生産から流通に至る過程で情報を記録・伝達するトレーサビリティの手法によれば、最終製品の検知に依らずとも表示の実効性を確保することは可能である。消費者基本法においても、消費者は商品に関する正確かつ十分な情報を得る権利及び自主的な選択の機会を有するとされており、こうした権利の保障の観点からも、表示制度の充実が求められている。

本市においては、学校給食及び保育所給食の実施主体として、児童・園児に提供する食材の情報を把握し、保護者に対して必要な情報を提供する責任を負っている。表示制度が整わない現状では、給食調達段階においてゲノム編集食品の使用有無を確認すること自体が困難であり、給食における情報提供という本市の行政責任の履行に支障を来しかねない。

また、大阪府知事の認証制度である「大阪エコ農産物」は、遺伝子組み換えをしていないことを認証条件の一つとしている。本市内で栽培・収穫された農産物のうち、この認証を受けたものは「泉州さかい育ち」として出荷されており、地域の生産者はこれを通じて、生産方法に関する情報を消費者に伝え、地場農産物の付加価値を高める取り組みを進めている。しかしながら、ゲノム編集技術を利用した種苗や農林水産物、食品は、外来遺伝子を含まない場合には法制度上「遺伝子組み換え食品」に該当せず、表示義務も課されないため、本市域内の農産物においても、ゲノム編集技術の利用有無を的確に把握・反映することが困難な状況にある。国による表示制度の整備が進まなければ、本市の生産者が生産履歴管理を通じて築いてきた消費者からの信頼の実効性そのものが損なわれかねない。

よって、国におかれては、下記事項について早急に対応されるよう強く要望する。

記

1. 消費者の自主的かつ合理的な選択に資するよう、ゲノム編集技術の利用に関する実効的な情報提供・表示制度の在り方について検討を進めること。
2. 学校給食・保育所給食における食材調達に資するよう、ゲノム編集食品の流通・表示に関する情報を地方自治体が容易に確認できる仕組みを整備すること。
3. 事業者の負担にも配慮しつつ、生産から流通・加工までゲノム編集技術の利用に関する情報を適切に伝達・確認できる仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

堺市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

各宛